

第14号様式（第8条関係）
（その1）

収 支 報 告 書

（解散時用：令和6年3月31日解散）

令和 6 年分

（ふ り が な）

1 政治団体の名称

（ まつ の た か し を そだ て る か い ）

松野たかしを育てる会

2 主たる事務所の所在地

瑞穂市野田新田3921番地1

3 代表者の氏名

古川 貴敏

4 会計責任者の氏名

松野 勝則

事務担当者の氏名

松野 貴志

（電話）

080 - 3631 - 5146

（電話）

政 治 団 体 の 区 分

☐

政党

☐政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体☐

政党の支部

☒

その他の政治団体

☐

政治資金団体

☐

その他の政治団体の支部

活 動 区 域 の 区 分

☐

2以上の都道府県の区域等

☒

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☒

無

☐

有（この場合は以下を記入）

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

☐政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体☐政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から
年 月 日 まで国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間年 月 日 から
年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収 支 の 総 括 表

(全欄要記入)

収 入 総 額 -----			十億			百万	3	7	8 ^千	1	9	6 ^円
(前年からの繰越額) -----							1	1	9	7	4	1
(本年の収入額) -----							2	5	8	4	5	5
支 出 総 額 -----							3	7	8	1	9	6
翌 年 へ の 繰 越 額 -----												0

2 収 入 項 目 別 金 額 の 内 訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 -----			十億			百万			千			円
員 数 -----												人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分	金 額									備 考			
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			十億			百万	2	5	8 ^千	4	5	5 ^円	←様式(その7-1)の合計金額
[う ち 特 定 寄 附]												0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附												0	←様式(その7-2)の合計金額
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附												0	←様式(その7-3)の合計金額
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)							2	5	8	4	5	5	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]													←様式(その8)の合計金額
イ 政 党 匿 名 寄 附													←様式(その9)の合計金額
合 計 (ア + イ)							2	5	8	4	5	5	

(その7-1)

(7) 寄附の内訳											寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金 額								年月日	住 所	職 業	備考		
	十億	百万	千	円	令和	年	月	日						
松野貴志			258	455	6	1	31		瑞穂市野田新田3921番地1	瑞穂市議会議員				
この頁の小計			258	455										
その他の寄附				0										
合 計			258	455										

(注) 同一の者からの寄附で、その寄附の合計金額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに各寄附として各欄に記載してください。

年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載して差し支えありません。

明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみ記載してください。

ただし、課税上の優遇措置を受けるときには、金額の多寡に関わらず、全て記載しておく必要があります(寄附者の区分は「個人」のみ。寄附を受けた者は、政党又は課税上の優遇措置のあるその他政治団体に限る)。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目		金 額						備 考	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
1 経 常 経 費		十億	百万	千	円				
(1) 人 件 費					0				
(2) 光 熱 水 費					0			← 様式(その14-1)の合計金額	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費					0			← 様式(その14-2)の合計金額	
(4) 事 務 所 費					0			← 様式(その14-3)の合計金額	
小 計					0				
2 政 治 活 動 費									
(1) 組 織 活 動 費					0			← 様式(その15-1)の総合計金額	
(2) 選 挙 関 係 費					0			← 様式(その15-2)の総合計金額	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費				3 7 8	1 9 6			← ア～エの計	
ア 機関紙誌の発行事業費				3 7 8	1 9 6			← 様式(その15-3)の総合計金額	
イ 宣 伝 事 業 費					0			← 様式(その15-4)の総合計金額	
ウ 政治資金パーティー開催事業費					0			← 様式(その15-5)の総合計金額	
エ そ の 他 の 事 業 費					0			← 様式(その15-6)の総合計金額	
(4) 調 査 研 究 費					0			← 様式(その15-7)の総合計金額	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金					0			← 様式(その15-8)の総合計金額	
(6) そ の 他 の 経 費					0			← 様式(その15-9)の総合計金額	
小 計				3 7 8	1 9 6				
合 計				3 7 8	1 9 6			(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合、様式(その16)の支出項目ごとの合計金額を「備考」欄に記載してください。	

(その15-3)

(3) 政治活動費の内訳										(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費 (市政報告作成・折込)						
支出の目的	金 額									年月日		支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
市政報告デザイン・印刷代		十億		百万	3	1	9	0	0	円	令和6	1	31	デザインにこり	大垣市今宿6-52-16 ソフィアジャパン ドリーム・コア208	
市政報告新聞折込代					5	9	1	9	6		6	1	31	(株)中日岐阜サービスセンター	岐阜市市橋三丁目3番の6	
この頁の小計					3	7	8	1	9	6	(注) 1件あたりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出については、その支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所を、該当欄に記載してください。 これにより明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載してください。					
その他の支出										0						
合 計					3	7	8	1	9	6						

(注) 1件あたりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出については、その支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所を、該当欄に記載してください。

これにより明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注)「有」に「レ」を記入した場合は、項目別に別表で、様式（その18）にその内訳を記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ・ 領収書等の写し
- ・ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 4 月 2 日

政治団体の名称 松野たかしを育てる会
代表者の氏名 古川 貴敏
会計責任者の氏名 松野 勝則

（備考）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。